

こんな意見が寄せられました

平成20年4月の制度発足時から、被保険者の皆さんから寄せられたご意見の一部を紹介いたします。これらの意見は、広域連合にて取りまとめて、国などへ情報提供しています。

制度について

- なぜ、一律に、75歳以上の方を強制加入させるのか。
- 世帯構成や家計の状況などを考慮した制度になっていない。

年金天引き（特別徴収）について

- 年金天引き（特別徴収）は、止めてほしい。
- 年金からの天引きだと、家族の保険料を確定申告に使用できないので何とかして。

保険料について

- 保険料がこれまでの国民健康保険料などより、かなり高くなった。
- 保険料は、一人ひとりで算定しているのに、病院窓口での負担割合や保険料減額を判定するときは、なぜ他の世帯員の収入もみるのか。



このような皆さんのご意見を踏まえ、国は、次の特別対策を行いました。

国の特別対策

①所得の少ない方の保険料が軽減されました。

（平成20年度に実施した軽減内容）

- ・均等割額7割軽減世帯の被保険者 → 8.5割程度に軽減割合拡大
- ・賦課のもととなる所得金額が58万円以下の被保険者 → 所得割額を5割軽減



②年金からの天引きとなった方でも、次の要件に該当する方は、口座振替へ変更することができるようになりました。

- ・これまで国民健康保険料の滞納がなかった方が、ご本人の口座から保険料を納める場合
- ・年金収入180万円未満の方が、世帯主や配偶者の口座から保険料を納める場合

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1
 ヨコハマポートサイドビル9階
 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
 ☎045(440)6700 FAX.045(441)1500

※神奈川県内すべての市町村が加入し、市町村と連携しながら、制度を運営しています。

これからも皆さんのご意見をお待ちしています。



広報かながわ 広域連合

編集・発行
 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
 〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1
 ヨコハマポートサイドビル9階
 TEL.045(440)6700 FAX.045(441)1500
 HP <http://www.union.kanagawa.lg.jp/>

振り込め詐欺発生状況（平成20年1月～10月）

神奈川県内……1,857件 被害金額……約29億9,100万円

職員が電話で、現金自動預け払い機（ATM）の操作を説明することは一切ありません。

対応策

- 1 「携帯電話の番号が変わった」という連絡があったら、必ず、前の電話番号に確認しましょう。
- 2 家族間で通用する合い言葉（ペットの名前など）を決めておきましょう。



特に、「オレオレ詐欺」と「還付金等詐欺」が急増しています。
振り込め詐欺に気を付けて！

還付金等詐欺とは

官公署の職員をかたり、税金等の還付があるからといって、被害者に現金自動預け払い機（ATM）を操作させ、お金をだまし取る詐欺のことです。

お問い合わせ先

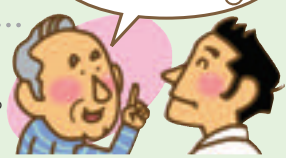
最寄の警察署または県警本部生活安全総務課 ☎045(211)1212 内線3042

ジェネリック医薬品（後発医薬品）ってご存じですか？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

- ポイント1** 先発医薬品より安価で、経済的です（患者さんの自己負担額の軽減、医療保険財政の改善につながります）。
- ポイント2** 効き目や安全性は、先発医薬品と同等です（薬の形や色などは、先発医薬品と異なることがあります）。
- ポイント3** 欧米では、幅広く使用されています（アメリカ、イギリス、ドイツなどでは、使用されている医薬品の約半分が後発医薬品です。日本での後発医薬品の割合は、2割に満たないのが現状です）。

ジェネリック医薬品にしてください



ジェネリック医薬品（後発医薬品）を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

広域連合の議会から

平成20年8月25日（月）に開催された平成20年第2回定例会では、次のことが決まりました。

- 臨時特例基金条例の一部改正が承認されました。
- 後期高齢者医療に関する条例の一部改正が承認されました。
- 平成19年度一般会計歳入歳出決算が認定されました。
- 広域連合議員の中から選出している監査委員が選任されました。
- 「広域連合議員は、住民による直接投票で選出すること」を求める請願が不採択となりました。
- 「後期高齢者医療制度の廃止等」を求める陳情が不採択となりました。



詳細は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局まで、お問い合わせください。

こんな議論が交わされました。

Q1 広く丁寧に被保険者の意見を聞く必要があると思うが、どうか。

A1 これまで市町村と連携して老人クラブなどに対する説明会を開催してきましたが、今後も75歳以上の被保険者で構成する登録モニターの方や、窓口にお越しになる方からのご意見なども真摯に受け止めて、広域連合の運営の改善に役立てていきます。

Q2 年金天引き（特別徴収）を廃止して、納付書方式に切り替える考えはないのか。

A2 平成20年7月25日の政令改正により、国民健康保険料の滞納がなかった人などへ、普通徴収の要件が拡大され、口座振替による納付も可能となりました。



Q3 全国知事会などが国へ行った要望について、何か成果はあったのか。

A3 今般、低所得者対策等が実施され、その財源を全て国が補填することになりました。

Q4 75歳になる方への健康診査の受診の案内はどのように行っているのか。

A4 健康診査の受診の案内は、各市町村が行うことになっています。実施にあたっては、市町村と連携して取り組んでいきます。

Q5 制度を定着させるため、今後どのように取り組んでいくのか。

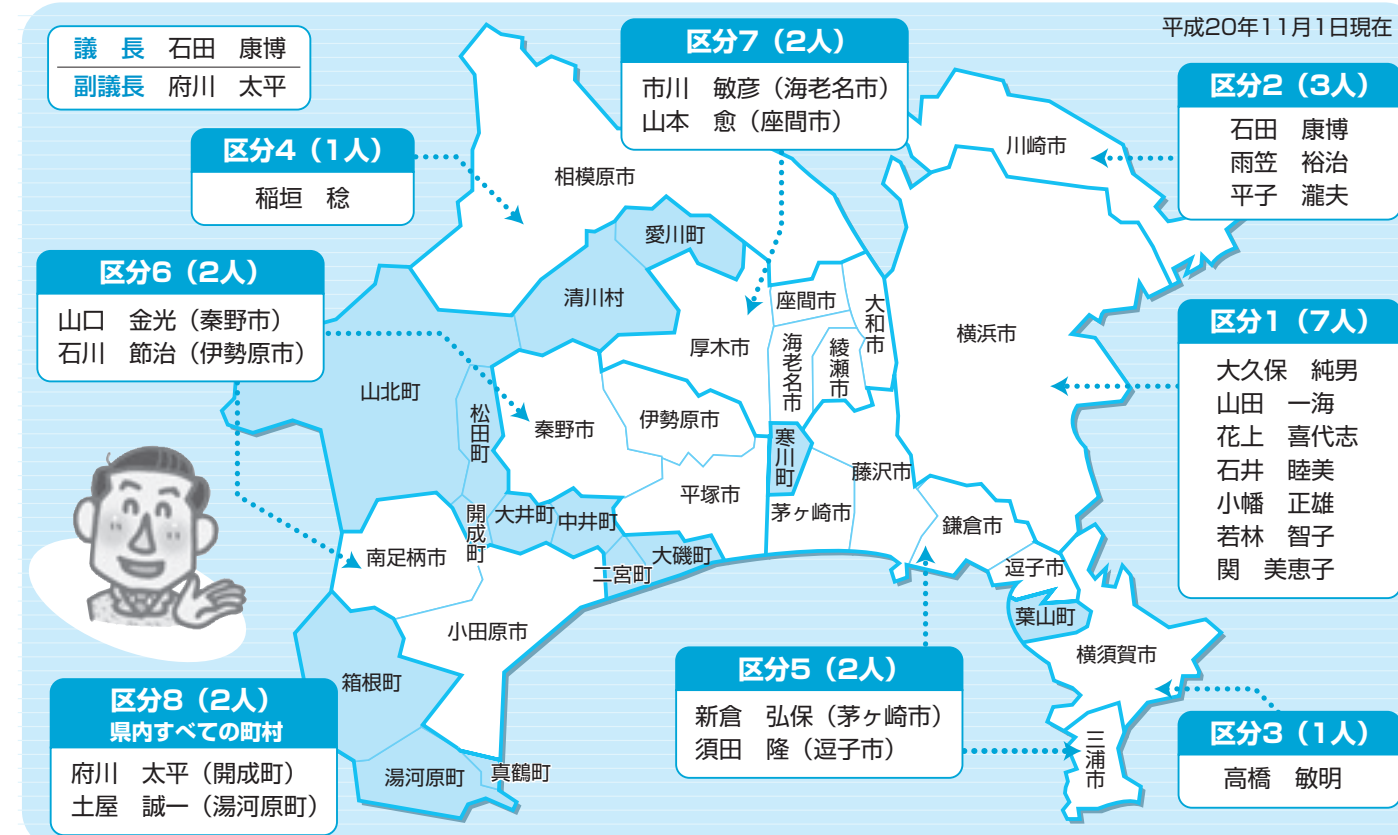
A5 住民に制度を正しく理解していただくこと、住民ニーズを把握し円滑な制度運営を図ること、広域連合の財政の健全化に努めることの3点に力を入れて取り組んでいきます。



※次の議会は平成21年3月の予定です。詳細はホームページ等でお知らせします。

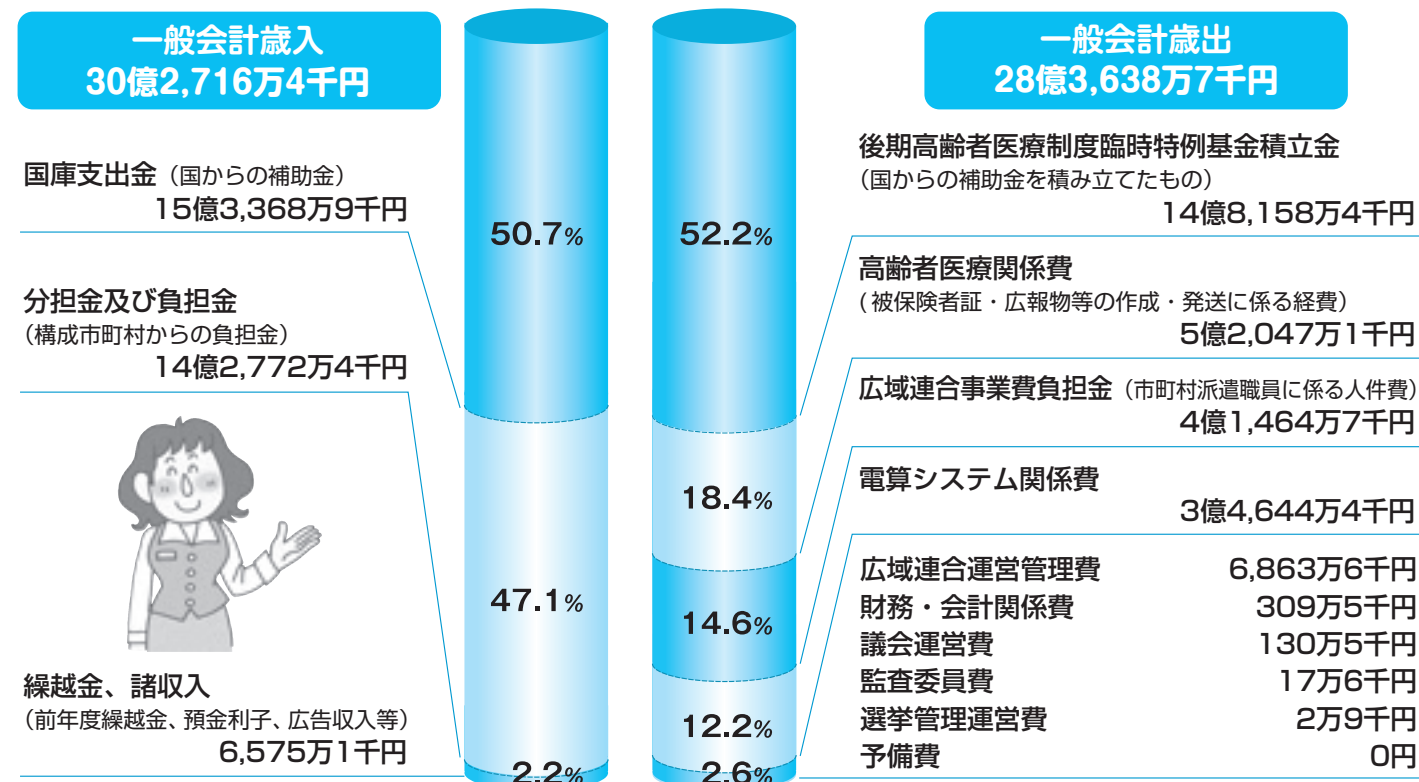
広域連合議員は、どのように選ばれるの？

広域連合議会議員の選出にあたっては、県内を次の図のように8つの区分（ブロック）に分けて、区分ごとに定められた（ ）内の人数を、毎年、市町村議会議員の中から選挙により選出しています。



平成19年度決算の報告

平成19年度は、平成20年4月の制度開始に向けての準備にかかる支出のみです。



※残額1億9,077万7千円は、平成20年度に繰り越しました。